

学問の自由に関する大学教員調査

学問の自由保障に関する国際比較調査研究グループ
(科学研究費基盤研究B, 代表者：羽田貴史〔広島大学名誉教授・東北大学名誉教授〕)

1. あなたは、学問の自由にかかわる次の意見や考え方について、どう考えますか。

(①～⑱のそれぞれについて、選択肢の中から該当するもの1つを選択)

	非常に当てはまる	当てはまる	どちらでもない	当てはまらない	全く当てはまらない
① 学問の自由は、研究の健全な発展のために重要である	1	2	3	4	5
② 学問の自由は、大学などの高等教育の質を保障するために重要である					
③ 学問の自由は、社会課題の解決のために重要である					
④ 学問の自由は、自国の経済発展や安全保障のために重要である					
⑤ 学問の自由は、人類社会の福祉や国際平和のために重要である					
⑥ 学問の自由は、政府や権力へのチェック機能を果たすために重要である					
⑦ 学問の自由は、研究者個人の基本的権利である					
⑧ 学問の自由は、学問共同体 (academic community) の自律を保障するものである					
⑨ 学問の自由を保障するためには、大学の自治が重要である					
⑩ 学問の自由は、自国だけの問題ではなく、世界共通の関心事である					
⑪ 学問の自由は、権利であるとともに、義務や責任を伴うものである					
⑫ 学問の自由は、国家の利益のために制約されるべき場合がある					
⑬ 学問の自由は、社会の利益のために制約されるべき場合がある					
⑭ 学問の自由は、学問共同体のルールや倫理によって制約されるべき場合がある					
⑮ 学問の自由は、所属する組織や機関の経営方針によって制約されるべき場合がある					
⑯ 学問の自由は、市民に対する説明責任を伴うものである					
⑰ 大学の教員には、学問の自由が保障されるべきだ					
⑱ 学問の自由は、国公立の研究機関の研究者にも保障されるべきだ					
⑲ 学問の自由は、学生にも保障されるべきだ					

2. あなたは、次に掲げる行為やできごとは、学問の自由の侵害に当てはまると考えますか。

(①～⑱のそれぞれについて、選択肢の中から該当するもの1つを選択)

	非常に当てはまる	当てはまる	どちらでもない	当てはまらない	全く当てはまらない
① 教授会以外が授業の目標・内容・方法を決定すること	1	2	3	4	5

② 教授会以外が入試選抜・卒業判定を行うこと	1	2	3	4	5
③ 自分の意思に反して特定の研究テーマや方法が指示されること	1	2	3	4	5
④ 自分の意思に反して研究会への参加が制限されること	1	2	3	4	5
⑤ 大学の執行部が一方的に教員の業績評価の定義や方法を決定すること	1	2	3	4	5
⑥ 大学の執行部が一方的に教員の採用・昇任の資格と手続きを定めること	1	2	3	4	5
⑦ 教授会以外で教員採用・昇任人事が決定されること	1	2	3	4	5
⑧ 部局の長が、教員の選挙や投票で示された意向に反して任命されること	1	2	3	4	5
⑨ 大学の長が、教員の選挙や投票で示された意向に反して任命されること	1	2	3	4	5
⑩ 教育活動や研究活動を理由に処分を受けること	1	2	3	4	5
⑪ 大学の方針を批判することで処分を受けること	1	2	3	4	5
⑫ 教育研究に必要な施設・設備・経費が保障されないこと	1	2	3	4	5
⑬ 教育研究に必要な時間が保障されないこと	1	2	3	4	5
⑭ 世界大学ランキングによる評価・資源配分	1	2	3	4	5
⑮ 政府による評価に基づく私学助成金や国立大学運営費交付金の配分	1	2	3	4	5
⑯ 教育の質ランキングを用いた認証評価制度	1	2	3	4	5
⑰ 外部資金を集められないことによる部門の縮小・廃止	1	2	3	4	5
⑱ 生命科学研究やAIの研究開発に規制を設けること	1	2	3	4	5
⑲ 軍事研究への応募に規制を設けること	1	2	3	4	5

付問 上に掲げた①～⑲のほかにも、あなたが学問の自由の侵害に当てはまると考える行為やできごとがあれば、自由にお書き下さい。

3. あなたは、次に掲げる学問の自由に関する法律や事件について知っていますか。

(①～⑩のそれぞれについて、選択肢の中から該当するもの1つを選択)

	知っていて 内容も理解している	知っているが 聞いたことがある程度である	まったく知らない（このアンケートではじめて知った）
① 日本国憲法第23条	1	2	3
② 教育基本法第2条	1	2	3
③ 天皇機軸脱事件（1935年）	1	2	3
④ 東大ポポロ事件最高裁判決（1963年）	1	2	3
⑤ 旭川学力テスト事件最高裁判決（1976年）	1	2	3
⑥ 日本学術会議の会員任命拒否問題（2020年）	1	2	3
⑦ 日本学術会議を国の機関から切り離して法人化する法律（2025年）	1	2	3
⑧ 高等教育における教員の地位に関するユネスコの勧告（1997年）	1	2	3
⑨ 高等教育に関するユネスコ世界宣言（1998年）	1	2	3
⑩ 芸術及び学問の自由に関する欧州連合基本憲章（2000年）	1	2	3

4. あなたは、近年の日本において、学問の自由の保障は発展していると考えますか、衰退していると考えますか。

(該当するもの1つを選択)

著しく衰退 している	変化してない							著しく発展 している
1	2	3	4	5	6	7	8	9

5. あなたの所属機関において学問の自由はどの程度守られていると考えますか。(該当するもの1つを選択)

非常に低いレ ベル	平均的なレ ベル						非常に高いレ ベル	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

6. あなたは、学問の自由についての知識をどのように得てきましたか。また、その知識を十分に持っていると考えますか。(①～⑩のそれぞれについて、選択肢の中から該当するもの1つを選択)

	非常に 当てはまる	当ては まる	どちら も当て ない	当 りは ま ら な い	全 く 当 り は ま ら な い
① 学問の自由に関して、学生・院生時代に授業で学んだ	1	2	3	4	5
② 学問の自由に関して、学生・院生時代に自然に学んだ	1	2	3	4	5
③ これまで勤務した大学で、学問の自由に関する適切な説明があった	1	2	3	4	5
④ 学問の自由に関して、同僚・先輩教員から学んだ	1	2	3	4	5
⑤ 学問の自由に関して、FDで学んだ	1	2	3	4	5
⑥ 学問の自由に関する憲法上・法律上の保障について、十分な知識を持っている	1	2	3	4	5
⑦ 現在勤務する大学における学問の自由の保障に関する規則、慣行および方針について十分な知識を持っている	1	2	3	4	5
⑧ 大学で働き始めたときよりも、現在の方が学問の自由に関してよく理解している	1	2	3	4	5
⑨ 大学教員には学問の自由に関する知識が必要だ	1	2	3	4	5
⑩ 大学は、教職員が学問の自由に関し理解できるよう研修などを行うべきである	1	2	3	4	5

7. あなたは、ご自身が学問の自由を侵害されたことがありますか。

次のそれぞれについて、ない場合は選択肢「a. ない」を、ある場合は、その圧力の内容について、選択肢b～jの中から最も当てはまるもの1つを選択してください。(ただし、⑤については、「ない」または「ある」のいずれかから選択してください。)

① 授業の内容や方法について、圧力を受けたことがありますか。

- a. ない
- b. ある：譴責・戒告
- c. ある：昇給停止など給与上の不利益
- d. ある：配置転換・昇進停止・免職など人事上の不利益
- e. ある：任期更新拒否
- f. ある：授業担当や学生指導における教育活動上の不利益
- g. ある：研究費、施設・整備の利用制限など研究活動上の不利益
- h. ある：上司・同僚などからのいじめ
- i. ある：政治家など大学外部からの圧力

